

雇用調整助成金について

資料No.1-3

厚生労働省

概要

- 景気の変動などの経済上の理由により、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、休業、教育訓練又は出向により、労働者の雇用の維持を図った場合に、それにかかった費用を助成する制度。

支給手続き

- 最近3か月の生産指標が前年同期と比較して10%以上減少していること等の支給要件を確認。
- 休業等を実施する前に、実施計画(月単位)を都道府県労働局に提出し、その後、実際に休業等を実施した後に支給申請を行う。

助成内容等

- 休業手当、教育訓練の際の賃金又は出向元の負担額の一部を助成。
 - ・ 大企業:1/2 中小企業:2/3
ただし、雇用保険基本手当日額の最高額(7,830円)を日額上限とする。
- 教育訓練を実施した場合は、以上のほか、教育訓練費を支給。
 - ・ 1人1日当たり 大企業:2,000円 中小企業:3,000円
(事業所内訓練については、大企業:1,000円 中小企業:1,500円)

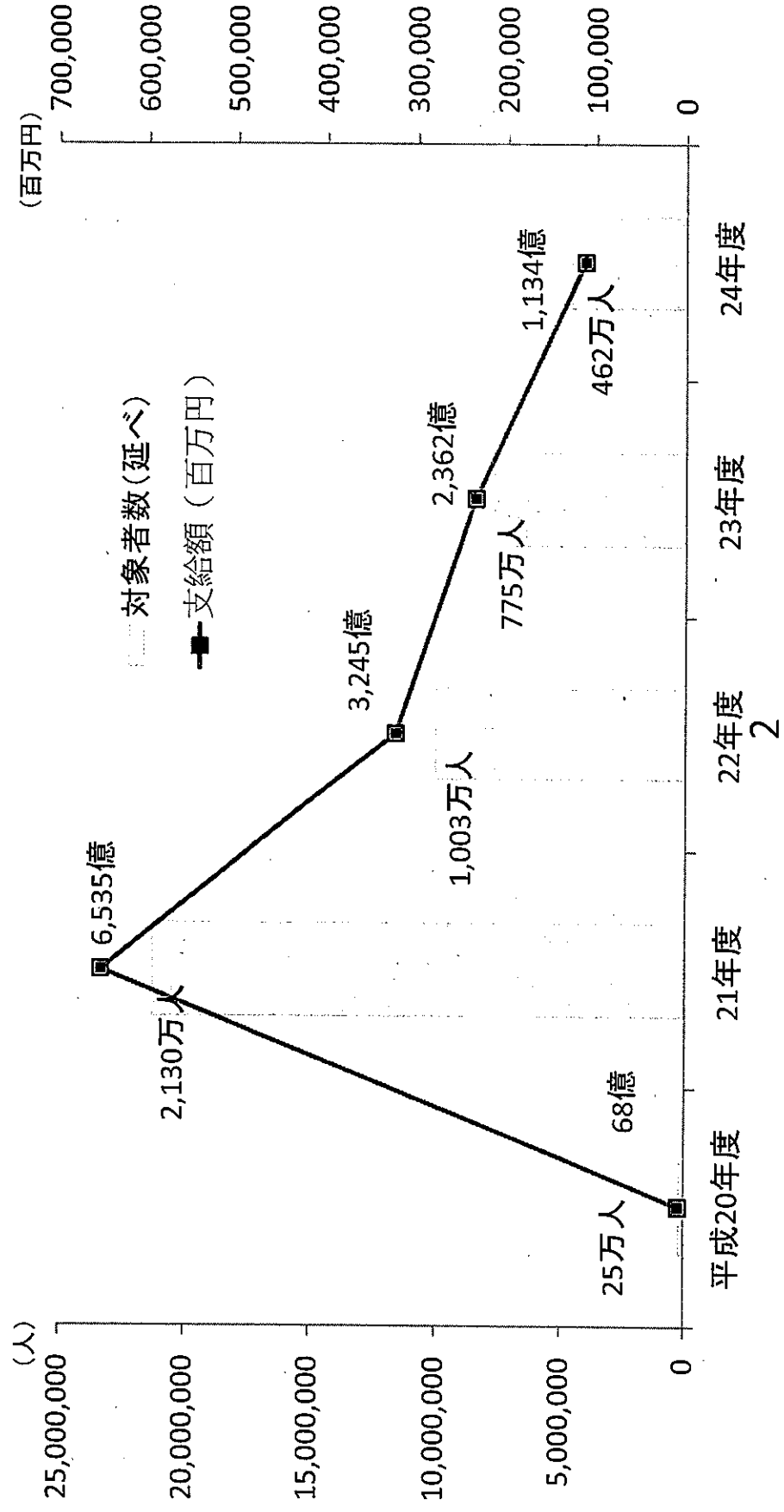
実績

- ピーク時は、実施計画ベースの事業所数は約84,000事業所(平成21年10月)、休業等の対象者数は約253万人(平成21年4月)。
- 本年6月現在の実施計画ベースの事業所数は約19,000事業所、休業等の対象者数は約37万人。

雇用調整助成金の実績の推移

●雇用調整助成金の支給決定状況（平成20年度～24年度）

	平成20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
対象者数(延べ)	254,181	21,298,449	10,034,336	7,748,094	4,619,676
支給額(百万円)	6,779	653,472	324,502	236,169	113,434



雇用調整助成金の拡充とその見直し（①これまでの見直し分）

リーマンショック前

リーマンショック後の拡充

見直し

生産量要件	最近6か月の生産量等が前年同期と比べて10%以上減少	↑	最近3か月の生産量等が直前3か月又は前年同期と比べて原則5%以上減少（平成20年12月）	↑	最近3か月の生産量等が前年同期と比べて10%以上減少（平成24年10月～）
雇用量要件	最近6か月の雇用量が前年同期と比べて不増	↑	撤廃（平成20年12月）	↑	最近3か月の雇用量が前年同期と比べて一定規模以上不増（平成25年6月～）
対象被保険者	被保険者期間6か月未満の者は助成対象外	↑	被保険者期間6か月未満の者も助成対象（平成20年12月）	↑	被保険者期間6か月未満の者は助成対象外（平成23年7月～）
助成率	大企業1/2 中小企業2/3	↑	大企業 2/3（平成21年2月） 中小企業 4/5（平成20年12月） ＜解雇していない場合等の上乗せ＞ 大企業 3/4（平成21年3月） 中小企業 9/10（平成21年3月）	↑	大企業1/2 中小企業2/3 （平成25年4月～）
教育訓練費	1,200円	↑	大企業 4,000円（平成21年6月） 中小企業 6,000円（平成20年12月） ※ 事業所内訓練を半額（平成23年4月～）	↑	＜事業所内＞大企業 1,000円 中小企業 1,500円 （平成24年10月～） ＜事業所外＞大企業 2,000円 中小企業 3,000円 （平成25年4月～）
支給限度日数	1年100日 3年150日	↑	3年300日（平成21年6月）	↑	1年100日（平成24年10月～） 3年150日（平成25年10月～）

雇用調整助成金の拡充とその見直し(②見直し未了分)

リーマンショック前	リーマンショック後の拡充	見直し案
省令 クーリング期間	対象期間の末日から1年間 間は利用不可	利用の長期化を防ぐために、クーリング期間を復活させ、対象期間の末日から1年間は新たな対象期間の設定を不可とする。
省令 休業規模要件	事業所の所定労働延べ日数に占める休業延べ日数が大企業1/15以上、中小企業1/20以上	限られた財源による助成金の効果を高める観点から、休業規模要件を復活させ、一定規模以上の休業等の場合のみ助成対象とする。
省令 特例短時間休業	事業所単位の一斉休業のみ時間単位休業を認める	労働者単位の特例短時間休業は、個人の休憩や遅刻、シフト変更などとの見分けが難しい場合があることから、事業所単位の一斉休業のみ可とする取扱いに戻す。
省令 業務日の訓練対象外	業務のあった日の訓練は助成対象外	同一日に事業所内訓練と業務を行った場合、訓練と業務の見分けが難しい場合があること等から、業務日における訓練は助成対象外とする取扱いに戻す。
教育訓練費	1,200円	平成23年4月、平成24年10月、平成25年4月に訓練費の見直しを段階的に行ってきたところであるが、事業所内・外の区分をなくし、助成額をリーマンショック前の水準に戻す。
教育訓練の基準	生産性向上に資する訓練の基準に合致するものを助成対象に	生産性向上に資する訓練とは認められない訓練をネガティブリストに追加する。

○施行日：平成25年12月1日